

酒類・酒母・もろみ 亡失・腐敗 届出書の記載要領

- 1 この申告書は、製造場内において酒類、酒母又はもろみを亡失又は腐敗（酒類が腐敗以外の事由により飲用に供し難くなった場合を含む。）した場合には、直ちに提出してください。ただし、酒類を亡失した場合の届出は、1回の亡失数量が100リットル（ビール又は発泡酒については400リットル）未満で、かつ、この亡失の原因等を帳簿に明瞭に記載している場合は、1か月の範囲内において一括届出しても差し支えありません。
- 2 製造から移出までの工程中における通常の欠減（貯蔵、移動、ろ過、詰口等）と認められるものについては、この届出書を提出する必要はありません。
- 3 「亡失（腐敗）の酒類（酒母、もろみ）」の「品目別」欄には、酒税法第3条《その他の用語の定義》に規定する品目の区分のほかウイスキー原酒及びブランデー原酒についてはその旨を記載してください。
- 4 「亡失（腐敗）の酒類（酒母、もろみ）」の「エキス分」欄には、砂糖等を加えた焼酎、スピリッツ及びリキュールについてのみ記載してください。
- 5 「亡失（腐敗）の酒類（酒母、もろみ）」の「その他の区分」欄には、次の事項を記載してください。
 - (1) 酒税法第3条第3号ハの規定に該当するものについては、発泡性を有する旨
 - (2) リキュールのうち、合成清酒の原料とするもので米（米を原料として製造した物品を含む。）を原料としたものについては、その旨
 - (3) 令和8年9月30日までの発泡酒については、所得税法等の一部を改正する等の法律（平成29年法律第4号）附則第36条第5項第1号、第2号及びそれ以外の別
 - (4) 雑酒のうち、その性状がみりんに類似するものについては、その旨
- 6 アルコール分及びエキス分は、度数未満第2位以下の端数を切り捨てて第1位まで記載してください。
- 7 届出書の控えを保管する場合には、その控えには個人番号を記載しない（複写により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が複写されない措置を講ずる）など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。